

狭山市いじめの防止等のための  
基本的な方針

平成26年8月

狭 山 市

## 目次

はじめに	1
第1 市基本方針の策定の意義	1
第2 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方	2
1 基本理念	
2 いじめの定義	
3 市の責務	
4 学校の責務	
5 保護者の責務	
第3 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	3～7
1 市が実施する施策	3～4
(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(2) 教育委員会の附属機関の設置	
(3) 学校への支援	
(4) 相談しやすい環境の整備	
(5) 家庭・地域・関係団体との連携	
(6) いじめを許さない気運の醸成	
(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	
2 学校が実施する施策	5～7
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
第4 重大事態への対処	8～14
1 重大事態への対処の流れ	
2 学校又は教育委員会による対処	
3 市長による再調査及び措置	
第5 その他	14

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その後の成長に深い心の傷を残し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめから児童生徒を守るためには、児童生徒に関わる大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない、卑怯な行為である」ことと、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである」ことの意識を共有し、それぞれの役割と責任を自覚するなかでいじめの防止に取り組んでいく必要がある、こうした点では、いじめの防止は、学校を含めて、社会全体で取り組むべき課題である。

そこで、狭山市（以下「市」という。）では、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）に基づき、国及び埼玉県はいじめの防止等のための基本的な方針を参酌して、狭山市いじめの防止等のための基本的な方針（以下「市基本方針」という。）を策定する。

## 第1 市基本方針の策定の意義

### 法第12条

（地方いじめ防止基本方針）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

いじめの問題への対応は、学校における重要課題の一つであり、これまでも、学校や教育委員会等において、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、全国に目をやると、未だに、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身が重大な危険にさらされる事案が発生している。いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる問題であるとの意識を持って、児童生徒に「いじめは絶対に許されない卑怯な行為である」ことを徹底するとともに、社会総がかりでその防止に取り組んでいく必要がある。こうしたことを踏まえて、平成25年6月に法が制定された。

市としては、これまでも、学校と教育委員会が連携して、いじめの防止に取り組んできているが、法の制定を踏まえて、これに基づき、国及び埼玉県はいじめの防止等のための基本方針を参酌して、市基本方針を策定し、これをもとに、いじめの防止等のための対策を講じることにより、「いじめをしない、させない、許さない学校づくり」の具現化を図るものである。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関わる問題であり、いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒が、いじめを行わず、いじめを認知したら放置することがないよう、いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、全ての児童生徒に十分に理解させることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等のための対策は、学校と教育委員会をはじめとする関係機関が連携し、家庭や地域の協力のもとに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 2 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 市の責務

市は、いじめの防止等のための対策について、国や埼玉県と協力しつつ、地域の実情に応じた施策を策定し、実施するものとする。

### 4 学校の責務

学校は、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体で、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

### 5 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うものとする。また、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。さらに、市及び学校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するものとする。

### 第3 いじめの防止等のための対策に関する事項

#### 1 市が実施する施策

##### (1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

#### 法第14条第1項

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「(仮称)狭山市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)」を設置する。連絡協議会は、市長部局、教育委員会事務局、学校、PTA連合会、民生委員・児童委員協議会、保護司会、児童相談所、法務局、警察等の関係者で組織し、次の事項を所掌する。

- ① いじめ問題の現状把握や分析等に関すること。
- ② いじめの防止等のための施策の推進及び調整に関すること。
- ③ その他いじめの防止等に関して必要な事項に関すること。

##### (2) 教育委員会の附属機関の設置

#### 法第14条第3項

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

連絡協議会との連携のもとに、いじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会に、附属機関として「(仮称)狭山市いじめ問題審議・調査委員会(以下「審議・調査委員会」という。)」を設置する。

審議・調査委員会には、公平性・中立性が確保されるよう、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者の参加を得る。

審議・調査委員会は、法第28条第1項に定める重大事態が発生した場合において、教育委員会が事実関係の調査を行うこととした場合に設置する調査組織としての役割も担う。

##### (3) 学校への支援

学校に対し、いじめ問題への組織的な対応の徹底、道徳教育の充実と具体的指導の実践、アンケート調査の複数回実施、いじめ問題に対する理解を深めるための保護者等への啓発等について指導・助言を行う。

いじめ問題に対する教師の指導力の向上を図るための研修を実施する。また、「彩の国生徒指導ハンドブック『New I's』」の活用を促進する。

教育センターにいじめ等対応指導員を配置し、いじめ問題への対応について、学校を指導する。

スクールカウンセラーの活用を促進し、いじめ問題についての専門的な見地からの相談に応じる。

#### **(4) 相談しやすい環境の整備**

中学校に、さやまっ子相談員及びさやまっ子相談支援員を配置し、生徒や保護者からのいじめに関する相談に応じて必要な指導を行う。

教育センターに教育相談員及び電話相談員を配置し、児童生徒や保護者及び教職員からのいじめに関する相談に応じて必要な指導を行う。

埼玉県の子供生徒向け及び保護者向けのいじめ相談窓口について周知を図る。

#### **(5) 家庭・地域・関係団体との連携**

P T A 連合会等と連携し、いじめ問題に対する保護者の理解を深めるとともに、家庭でいじめを発見し、対応する能力を高めるための啓発を行う。

学校応援団やスクールガードリーダーをはじめとする地域の防犯関係者と、いじめ問題でも連携を図るように学校を指導する。

「学校と警察署との連絡等に関する協定書」の内容を学校に周知するとともに、非行防止教室の開催やスクールサポーターの活用等を通じて、いじめ問題でも警察と連携を図るように学校を指導する。

#### **(6) いじめを許さない気運の醸成**

いじめをはじめとする人権問題を児童生徒が主体的に考える機会として、人権作文や人権メッセージの作成を学校に促す。

毎年11月の「埼玉県いじめ撲滅強化月間」に、いじめ問題に対する児童生徒や保護者の意識の高揚を図るための取組を実施する。

児童生徒によるいじめの防止等に係る自発的かつ主体的な活動を学校に促す。

#### **(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進**

インターネットを通じて児童生徒がいじめに巻き込まれないよう、情報モラル教育の充実について学校を指導するとともに、保護者に対しても、P T A 連合会等と連携して、携帯電話等の所持の是非を含めて、インターネットの利用についての家庭での指導の必要性について啓発を図る。

## 2 学校が実施する施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

#### 法第13条

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校は、法第13条の規定に基づき、国及び埼玉県のいじめの防止等のための基本的な方針並びに市基本方針を参酌して、学校の実情に応じ、学校として、どのようにいじめの防止等に取り組むかについての基本的な考え方や具体的な取組等を内容とする、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

### (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

#### 法第22条

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校内に、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策組織」という。）を設置する。いじめ防止対策組織の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、各学年主任、スクールカウンセラー等の中から学校の実情により充てることとし、事案の内容によっては、関係する教職員を加えるなど柔軟に対応する。また、心理や福祉等の専門家の参加を得るなど、いじめの防止等に関する措置が実効的に行われるよう工夫する。

法第28条第1項に定める重大事態が発生した場合において、学校が事実関係の調査を行うこととした場合に設置する調査組織は、いじめ防止対策組織を母体に、これに弁護士、精神科医、学識経験者等の専門的な知識及び経験を有する者の参加を得るとともに、必要により、重大事態の内容に応じて専門家を加えるなどして設置する。

いじめ防止対策組織が担う主な役割は、次のとおりとする。

区分	内 容
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめの未然防止のための年間指導計画の作成と実行</li> <li>○いじめ問題に関する校内研修及び保護者への啓発の計画と実施</li> <li>○インターネットの利用についての家庭での指導の必要性の啓発</li> <li>○学校基本方針の検証と必要な見直し</li> </ul>
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常の相談等を通してのいじめに関する情報の収集と共有</li> <li>○学校生活に関するアンケート調査を通してのいじめに関する情報の収集と共有</li> <li>○保護者へのいじめチェックシートの配布とこれを通しての情報の収集と共有</li> <li>○スクールカウンセラー、さやまっ子相談員及びさやまっこ相談支援員を通してのいじめに関する情報の収集と共有</li> </ul>
対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知したいじめへの組織的な対応と早期の解消</li> <li>○いじめを受けた児童生徒に対する安全や安心の確保と心のケアの十分な実施</li> <li>○いじめを行った児童生徒に対する毅然とした指導の実施</li> <li>○保護者の協力のもとでの、児童生徒の人格の成長に主眼を置いたケアや指導の実施</li> </ul>
重大事態への対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめを受けた児童生徒への緊急避難措置の検討と実施</li> <li>○いじめを行った児童生徒への出席停止等の措置の検討と実施</li> <li>○学校全体の児童生徒と保護者及び報道機関等への対応の検討と実施</li> <li>○法第28条第1項に基づく調査の実施</li> <li>○法第28条第1項に基づく調査の結果を踏まえての措置の検討と実施</li> </ul>

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### ① いじめの未然防止

児童生徒のコミュニケーション能力を育むなかで、児童生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやることのできる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、教職員全員で児童生徒を見守るとともに、児童生徒に、自分たちの周囲に起きる問題を他者と協調して解決することの大切さを理解させる。

授業規律を確立し、授業を通じて、児童生徒に学ぶ喜びを実感させることが、いじめの予防にもつながることを学校全体で認識し、分かる授業の実践に取り組む。

道徳の授業等を通じて、児童生徒に、命の大切さや、自分を律することや他者を思いやることの大切さを理解させるとともに、いじめは絶対に許されるものではないことの徹底を図る。また、いじめを見て見ぬふりをすることも、いじめに加担し



ていることと同じであることを理解させる。さらに、いじめの防止に向けての児童生徒の主体的な意思表示を誘導する。

P T A等の組織を通じて、保護者同士のつながりを密にするとともに、様々な機会をとらえて、いじめ問題に対する保護者の理解の醸成を図る。

## ② いじめの早期発見

日頃から、教職員と児童生徒及び保護者が相互に信頼関係を構築し、いじめについても躊躇なく相談等ができる体制を整えておく。

学校生活に関するアンケート調査の定期的な実施や、さやまっ子相談員等による相談を通して、いじめの実態把握や早期発見に取り組む。

いじめは潜在化しやすいことを認識し、「いじめチェックシート」等の活用を通して、保護者が児童生徒の小さな変化も敏感に察知し、いじめを見逃すことがないようにする。

学校・家庭・地域が連携して、情報の収集を図るとともに、教職員の間で情報を共有するなどして、いじめの早期発見に努める。

## ③ いじめへの対処

児童生徒や保護者からの相談や通報等により、いじめの兆候を察知した場合、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、教職員全員の理解のもとに、保護者の協力を得て、速やかに組織的に対応し、その解消を図る。

いじめを受けた児童生徒に対して、安全や安心を確保し、心のケアを十分に行う一方で、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するなど、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒の双方に対して、適切に対応する。

いじめへの対処にあっては、プライバシーに配慮するとともに、保護者の協力のもとに、児童生徒の人格の成長に主眼を置いたケアや指導を行う。また、必要に応じて、関係機関や専門機関と連携して対応にあたるとともに、重大事態と認められる場合には、教育委員会と連携し対応する。

## ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する指導と対応

インターネットを通じて児童生徒がいじめに巻き込まれないよう、携帯電話等の適正利用や情報モラルについて児童生徒を指導するとともに、保護者に対しても、携帯電話等の所持の是非も含めて、インターネットの利用についての家庭での指導の必要性について啓発を図る。

## ⑤ その他

いじめの防止等にあたっては、国のいじめの防止等のための基本的な方針の別添

「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にして対応する。

## 第4 重大事態への対処

### 1 重大事態への対処の流れ

(1) 重大事態の意味を全ての関係者が理解しておく。

#### ※重大事態の意味

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

この場合、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

この場合、「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) いじめにより重大事態に至ったという申し立てが児童生徒や保護者からあったときは、学校は、重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものととして対処する。

(3) 重大事態が発生した場合、学校は、速やかに教育委員会を通じて市長へ重大事態の発生を報告する。

重大事態が発生した場合には、関係のあった児童生徒が深く傷つくとともに、学校全体の児童生徒や保護者及び地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校及び教育委員会は、関係機関や専門機関と連携して、児童生徒に対して心のケアを行うとともに、プライバシーに配慮したうえで、保護者への説明や報道機関への予断のない正確で一貫した情報提供を行う。

(4) 学校又は教育委員会は、学校に設置したいじめ防止対策組織を母体に調査組織を設置し、又は教育委員会に設置した審議・調査委員会において、重大事態に関する調査を行う。

(5) (4)の調査は、客観的な事実関係を速やかに正確に把握するために行う。また、

いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。法第23条第2項に基づき、学校として既に確認している事案であっても、重大事態となった時点で、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。ただし、法第23条第2項に基づく確認により事実関係の全貌が十分に明確にされていると判断できる場合は、この限りではない。

- (6) (4)の調査に先立ち、質問紙による調査を実施する場合、それにより得られた調査結果については、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。
- (7) (4)の調査を行ったいじめ防止対策組織又は審議・調査委員会は、調査結果をいじめを受けた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時に、適切な方法で経過や結果を報告する。)
- (8) (4)の調査結果については、市長へ報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者から調査結果に対する所見を記した文書の提供を受け、これを調査結果に添えて報告する。
- (9) 学校及び教育委員会は、上記を踏まえて、自らの権限及び責任において、当該重大事態へ対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。
- (10) (4)の調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、市長が設置した附属機関等により調査結果について再調査を行う。
- (11) 市長は、(10)の再調査を行ったときは、その結果をいじめを受けた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時に、適切な方法で経過や結果を報告する。)
- (12) 市長は、(10)の再調査を行ったときは、その結果を市議会に報告する。
- (13) 市長及び教育委員会は、上記を踏まえて、自らの権限及び責任において、当該重大事態へ対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

## 2 学校又は教育委員会による対処

### 法第28条

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

#### (1) 重大事態の発生と調査

##### ① 報告と当面の対応

重大事態が発生した場合、学校は、速やかに教育委員会を通じて市長へ事態の発生について報告する。

重大事態が発生した場合には、関係のあった児童生徒が深く傷つくとともに、学校全体の児童生徒や保護者及び地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校及び教育委員会は、関係機関や専門機関と連携して、全体の児童生徒の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を行うとともに、プライバシーに配慮したうえで、保護者に対して、事態の状況や今後の対応を説明する。また、報道機関等に対しては、予断のない正確で一貫した情報提供を行う。

事態の重要性を踏まえ、必要があると認められる場合には、いじめを行った児童生徒に対して、出席停止等の措置を講じる一方で、いじめを受けた児童生徒に対して、当該児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な措置を講じる。

重大事態への対応にあたっては、国のいじめの防止等のための基本的な方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」のうち『いじめに対する措置』を参考に対応する。

## ② 調査の趣旨と調査主体

法第28条第1項の規定に基づく調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事態が発生した場合には、学校は、直ちに教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断した場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が主体となって調査を実施する。なお、学校が調査主体となる場合、教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導や人的措置も含めた支援を行う。

## ③ 調査を行うための組織

学校又は教育委員会は、重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査組織を設ける。

学校が調査主体となる場合、調査組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、迅速性に欠けるおそれがあるため、いじめ防止対策組織を母体に、弁護士、精神科医、学識経験者等の専門的な知識及び経験を有する者の参加を得るとともに、必要により、重大事態の内容に応じて専門家を加えて調査組織とし、また、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いて調査に当たるなどして、当該調査の公平性・中立性を確保する。また、必要により、教育委員会の附属機関として設置された審議・調査委員会の委員等を学校へ派遣する。

教育委員会が調査主体となる場合、教育委員会の附属機関として設置した審議・調査委員会を調査組織とし、この審議・調査委員会には、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者の参加を得るほかに、必要により、重大事態の内容に応じて専門家を加えることとし、また、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いて調査に当たるなどして、当該調査の公平性・中立性を確保する。

## ④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査により「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の間の人間関係にどのような問題があったか、学校の教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、学校又は教育委員会は、調査組織に対して

積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。

調査を行うにあたっては、次の事項に留意する。

#### ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から可能な限り聴き取りを行うとともに、在籍児童生徒や教職員に対して、質問紙調査や聴き取り調査を行う。なお、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う場合には、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先に調査を実施する。（例えば、質問紙を通じて、いじめの内容が広く明らかになり、いじめを受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることなどが無いよう配慮する。）

また、質問紙調査や聴き取り調査を行う場合には、それにより得られた結果を、いじめを受けた児童生徒とその保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち、調査対象となる児童生徒や教職員に説明する。

#### イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

### ⑤ 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査を行うにあたっては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にするとともに、次の事項に留意する。

ア 背景調査にあたっては、遺族が、当該児童生徒のことを最も身近に知り、また、背景調査に対して切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

イ 在籍する児童生徒及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

ウ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して、在籍する児童生徒への質問紙調査や聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

エ 詳しい調査を行うにあたっては、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的、調査を行う組織の構成、調査の概ねの期間や方法、調査結果の取扱い、調査結果の公表などについて説明し、遺族と合意しておく。

- オ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者の参加を得るとともに、必要により、重大事態の内容に応じて専門家を加えることとし、また、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いて調査に当たるなどして、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- カ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく、総合的に分析評価を行う。
- キ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、また、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的な知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ク 報道機関等への対応については、プライバシーに配慮したうえで、予断のない正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、情報提供のあり方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、「彩の国生徒指導ハンドブック『New I's』」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。
- ケ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報提供等について必要な指導及び支援を行う。

## （2）重大事態の調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対して説明する。また、適時に、適切な方法で、経過報告も行う。なお、情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙により調査を実施するにあたっては、それにより得られた結果を、いじめを受けた児童生徒とその保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち、調査対象となる児童生徒や教職員に説明する。

調査結果については、教育委員会を通じ市長へ報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者から調査結果に対する所見を記した文書の提供を受け、これを調査結果に添えて報告する。

## （3）重大事態の調査結果を踏まえた措置

学校及び教育委員会は、調査結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査

に係る重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

### 3 市長による再調査及び措置

#### (1) 重大事態の再調査

##### 法第30条第2項

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

学校又は教育委員会による調査の結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、学校又は教育委員会による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

再調査を行うにあたって、市長は、附属機関を新たに設置して、又は既存の附属機関等を活用して調査を行う。

再調査は、学校又は教育委員会による調査と同様に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適時に、適切な方法で、再調査の進捗状況等及び再調査の結果を説明する。

市長が設置する附属機関等については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者の参加を得るとともに、必要により、重大事態の内容に応じて専門家を加え、また、附属機関等の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いて調査に当たるなどして、当該調査の公平性・中立性を確保する。また、附属機関等については、再調査を行うことになった場合、速やかに調査を行うことができるよう、あらかじめ設置しておく。

#### (2) 重大事態の再調査結果を踏まえた措置等

市長は、再調査結果を市議会に報告する。なお、市議会へ報告するにあたっては、事案の内容に応じて、プライバシーに対して必要な配慮を行う。

市長及び教育委員会は、再調査結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

### 第5 その他

市は、市基本方針に掲げた各施策の実施状況や効果を検証し、必要があると認められるときは、市基本方針について必要な見直しを行う。また、学校基本方針についても同様とする。





狭山市公式イメージキャラクター  
七夕の妖精 おりびい